

●香川県公告第五百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十四年香川県公告第二百七十一号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社マルナカ西ハゼ店
高松市西ハゼ町清水二九一六ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
駐車場内の自動車走行音等の騒音により周辺的生活環境がそこなわれないよう十分配慮するとともに、隣接する家屋等への光害発生を抑制するためネオンサイン及び駐車場の運用に十分注意し、クレームが発生した場合は営業時間の見直しを含めた対策を速やかに講じること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部商工政策課
高松市役所産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十四年十月十一日（金曜日）から同年十一月十一日（月曜日）まで